

第2章 内部質保証

中期目標

自己点検・評価、情報公開及び法令遵守に関する実施体制等内部質保証に関する全学的なシステムの下に適切な実施を図るとともに、教育研究活動に関する社会的責任を積極的に果たす。

中期計画

【4】本学の建学の精神、理念・目的を踏まえて教育研究活動状況に関する全学的な内部質保証の責任ある推進体制として学長、副学長・学科長、有識者で構成する「内部質保証推進会議(仮称)」を設置し、内部質保証のための全学的な方針、手続等について定め推進していく。

- ・内部質保証の目的、内部質保証推進のための役割分担(各学部・学科・研究科等の役割等)、教育の企画・設計、運用、検証及び改善の行動指針(PDCAサイクルの運用プロセス等)について策定し推進する。
- ・3つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)に基づく教育研究活動の状況について、定期的な自己点検・評価及び外部有識者による評価を行いその結果を改善・充実に反映させるとともに状況について公表する。また、毎年度の決算状況・監査報告内容等の財務状況を公表するとともに教育研究活動のデータベース化を推進し東京医療保健大学紀要等に掲載し公表する。
- ・内部質保証システムの推進について、定期的に理事会・評議員会及び大学経営会議に報告し会議での意見・提言等を踏まえて、本学の管理運営及び教育研究活動等の適切な実施を図る。
- ・本学の建学の精神及び理念・目的を実現するために実施する平成29年度から平成33年度までの5年間の中期目標・計画について、毎年度の取組を着実に実施し、その状況を公表するとともに、最終年度終了後には5年間の達成状況をウェブサイト公表する。

取組状況及び課題等【企画部】

本学は、平成17年4月に開学し平成23年度に第1回目の大学評価(認証評価)を受審し、その結果を踏まえ策定した、第1期5年間(平成24年度～平成28年度)の中期目標・計画において「理念・目的」「教育研究組織」「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」等に関する34項目の計画を定めて、教育の質の向上を図るため教育研究活動等の改善・充実に取り組むとともに、平成29年度からは第2期(平成29年度～平成33年度)の中期目標・計画がスタートしており、第1期で明らかにされた課題等を踏まえ教育の質の向上を図るため、自己点検・評価、情報公開、法令遵守等に関する実施体制等の内部質保証に関するシステムを適切に実施し、社会への説明責任を果たしてきております。

そのような中、平成30年度に第2回目の大学評価(認証評価)を受審し、「内部質保証に責任を負う組織として「学部長等会議」を位置付けているものの、規程上は「内部質保証推進会議」がその任にあるとされており、両者の役割分担等が不明確であることに加え、自己点検・評価等の結果をもとに「学部長等会議」が全学的に改善・向上を推進する役割

としているが、同会議は各学部長等に報告するにとどまっておらず、各学部・研究科等におけるPDCAサイクルを支援するための教学マネジメントを行う仕組みが整備されていない。」また「学外有識者で構成する「スクリーニング委員会」は、教育研究活動等を充実・発展させるという重要な役割を担うにも関わらず、その位置付けは学長の私的諮問機関であり、規程もないため責任の範囲等が明確ではない。」さらに「研究科の自己点検・評価は、その責任主体や手順等が不透明であり、組織的に実施しているとはいえないことなど、内部質保証体制には不備が多いため、是正されたい。」との指摘を踏まえ、これまでの内部質保証の方針を抜本的に見直し教学マネジメントを適切に行う仕組みについて検討してまいりました。

そこで、令和3年度からは、平成30年4月に設置された「内部質保証推進会議」を、内部質保証に責任を負う全学組織として改めて明確に位置付けることとして、同会議において、以下の「内部質保証の方針及び「内部質保証システム図」」を新たに制定するとともに、「大学経営会議」において「東京医療保健大学内部質保証推進会議規程」を改正したことにより、内部質保証に関する各組織体制及び権限と役割の明確化を図ったところであり、今後、これらを踏まえ、内部質保証のための取組を進めていくこととしております。

なお、大学が取り組んでいる教育研究活動等の実情に対して意見を聴取するため、全学自己点検・評価委員会及び全学FD・SD委員会にオブザーバーとして学生代表に参画いただいております。

〔「内部質保証の方針」（令和3年3月26日内部質保証推進会議決定）〕

東京医療保健大学（東京医療保健大学大学院を含む。）（以下「本学」という。）は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1 内部質保証に関する基本的な考え方

本学の建学の精神、教育理念・目的及び社会的使命を果たすため、大学ビジョンの実現を踏まえた中期目標・計画等に基づく教育研究活動等を実施する。組織的・継続的及び系統的に自己点検・評価項目並びに方法を設定し、自己点検、自己評価等を行い、その結果に基づいて恒常的・継続的に改善・向上に向けた取組を行うことにより、PDCAサイクル等を適切に機能させ、教育研究活動等の質の向上を図り、その結果を公表することにより、本学の教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明する。

なお、本学の内部質保証については、3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受け入れ方針」（AP））を起点とした教育の質保証と、「東京医療保健大学ビジョン」（以下「大学ビジョン」という。）を実現するための中期目標・計画及びアクションプランを踏まえた、大学全体の活動の質保証の双方について、改善・向上に取り組むものとする。

2 内部質保証に関する各組織体制及び権限と役割

(1) 大学経営会議

本学の大学経営に関する重要事項を審議する全学組織であり、大学の内部質保証については、学長からの報告に基づき審議を行う。また、学長が実施する内部質保証に関する改善措置が不十分であると判断した時には、必要に応じて適切な措置を講じるよう学長に対し指示することがある。

(2) 内部質保証推進会議【主にPDCAのPとA】

本学における内部質保証の推進に関する役割と責任を果たす全学的な組織であり、学部・学科・研究科・その他組織（以下「部局」という。）におけるPDCAサイクルを実効性のあるものとして、運営・支援する組織として、学長を議長とし、副学長（学部長、学科長、研究科長に限る）、大学経営会議室長、事務局長、IR推進室長を構成員とする「内部質保証推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

この推進会議は、大学全体の内部質保証を総括する役割を担うものとして、内部質保証のための全学的な方針及び手続きを定めた上で、部局における自己点検・評価の結果等に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに更なる改善・向上について審議し、必要に応じ、その改善策等を決定し、推進会議議長である学長に報告する。

学長は、内部質保証システムを有効に機能させるため、部局の長に対し、連絡調整・助言・指示・支援等の必要な措置を講じる。

また、学長は、部局における改善結果等を新たな計画の策定等にフィードバックし、大学全体の教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進する。

(3) 自己点検・評価委員会【主にPDCAのC】

部局ごとの自己点検・評価を推進するための全学組織として、学長の命を受けた副学長を委員長とし、各部局の自己点検・評価活動担当責任者、大学経営会議室長、事務局長、企画部長、教務部長、学生代表（学友会会長）を構成員とする「自己点検・評価委員会」を置く。

この委員会において、建学の精神及び教育理念・目的及び大学学則、大学院学則に基づく自己点検・評価の実施計画、評価項目及び実施要領等の基本方針の策定や自己点検・評価の組織、運営に関し審議を行うほか、全学的な観点からの評価の実施及び評価の結果に基づき、「点検・評価報告書」を取りまとめ、推進会議議長である学長に報告する。また、各部局の自己点検・評価委員会に対し、報告内容の改善等を指示することができる。

(4) 外部評価委員会【主にPDCAのCとA】

本学における自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を確保するとともに、教育研究活動等について広く意見を求めるため、外部の学識経験者等で構成する「外部評価委員会」を置く。

この委員会においては、本学が実施した自己点検・評価活動のほか、教育研究活動等をはじめ、大学の取組全般にわたる課題と思われる事項等について幅広く第三者の立場から評価・検証し、内部質保証の観点から、本学の教育研究活動等の改善・向上に資する提言等を行う。大学は、「外部評価委員会」の提言等に基づき、所要の改善措置を講じる。

(5) 全学委員会【主にPDCAのP】

教務委員会やFD・SD委員会等の全学委員会は、教育研究活動等の改善・向上等を図るための方針等を定める部局を横断した全学組織であり、内部質保証に関しては、学長からの指示により、自己点検・評価の結果等に基づく部局における改善結果等を、各全学委員会の教育研究活動等に関する企画・立案や事業計画の策定等に適切にフィードバックし、もって大学全体の教育研究活動等の更なる改善・向上に継続的に対応する役割を担う。

(6) 各部局【主にPDCAのDとC】

教育研究活動等の学位プログラムレベルでの実施組織であり、内部質保証に関しては、毎年度の教育研究活動等の取組状況等について、部局自己点検・評価委員会での点検・評価を実施し、その結果を取りまとめた上で、全学自己点検・評価委員会に報告する。

各部局の内部質保証の推進に関わる取組について、課題等が生じている場合については、学長の改善指示等に基づき、その改善計画等を策定し、実施結果について推進会議を経て学長に報告する。また、学長及び各全学委員会が策定する方針等に基づき、更なる教育研究活動等の改善・向上を継続的に推進する。

(7) 内部質保証に関する事務は、企画部が担当する。

3 本学における内部質保証システム

- ① 内部質保証の基盤となるのは部局における自己点検・評価であるから、各部局は、それぞれ部局自己点検・評価委員会が策定する自己点検・評価の実施計画に基づいて、毎年度自己点検・評価を実施しその結果を全学自己点検・評価委員会に報告する。
- ② 全学自己点検・評価委員会は、部局における自己点検・評価の結果を検証し、必要に応じ改善等を指示し、報告させるとともに、全学的な観点から大学運営全般の活動の質に関わる自己点検・評価及び教育の質に関わる自己点検・評価を実施し、自己点検・評価及びそこから得られた改善点等評価の結果を「点検・評価報告書」に取りまとめ、推進会議議長である学長に報告する。
- ③ 学長は、全学自己点検・評価委員会から報告を受けた自己点検・評価の結果等に基づき、推進会議を招集する。
- ④ 推進会議は、自己点検・評価の結果等に基づき、教育研究活動等の適切性、有効性を検証し、その検証結果をもとに、更なる改善・向上について審議し、必要に応じ、その改善策等を策定し、学長に報告する。
- ⑤ 学長は、推進会議からの報告等を踏まえ、内部質保証システムを有効に機能させるため、部局の長に対し、連絡調整・助言・指示・支援等の必要な措置を講じる。
- ⑥ 部局の長は、学長から上記⑤の指示等があった事項について、改善計画等を策定及び実施し、その結果について推進会議を経て学長に報告する。
- ⑦ 学長は内部質保証の状況を大学経営会議に報告する。
- ⑧ 大学経営会議は学長からの報告を受け、学長が講じた改善措置が不十分であると判断したときには、必要に応じ適切な措置を講じるよう、学長に対し指示する。
- ⑨ 学長は、自己点検・評価の結果等、部局における改善結果を各種全学委員会における教育研究活動等に関する企画・立案や事業計画の策定にフィードバックし、教育研究活動等の更なる改善・向上を継続して推進する。
- ⑩ 学長は、自己点検・評価等の結果、部局における改善結果その他内部質保証に関する情報を積極的に公表し、社会に説明責任を果たす。

4 本学における諸方針と改善・改革のための行動指針等

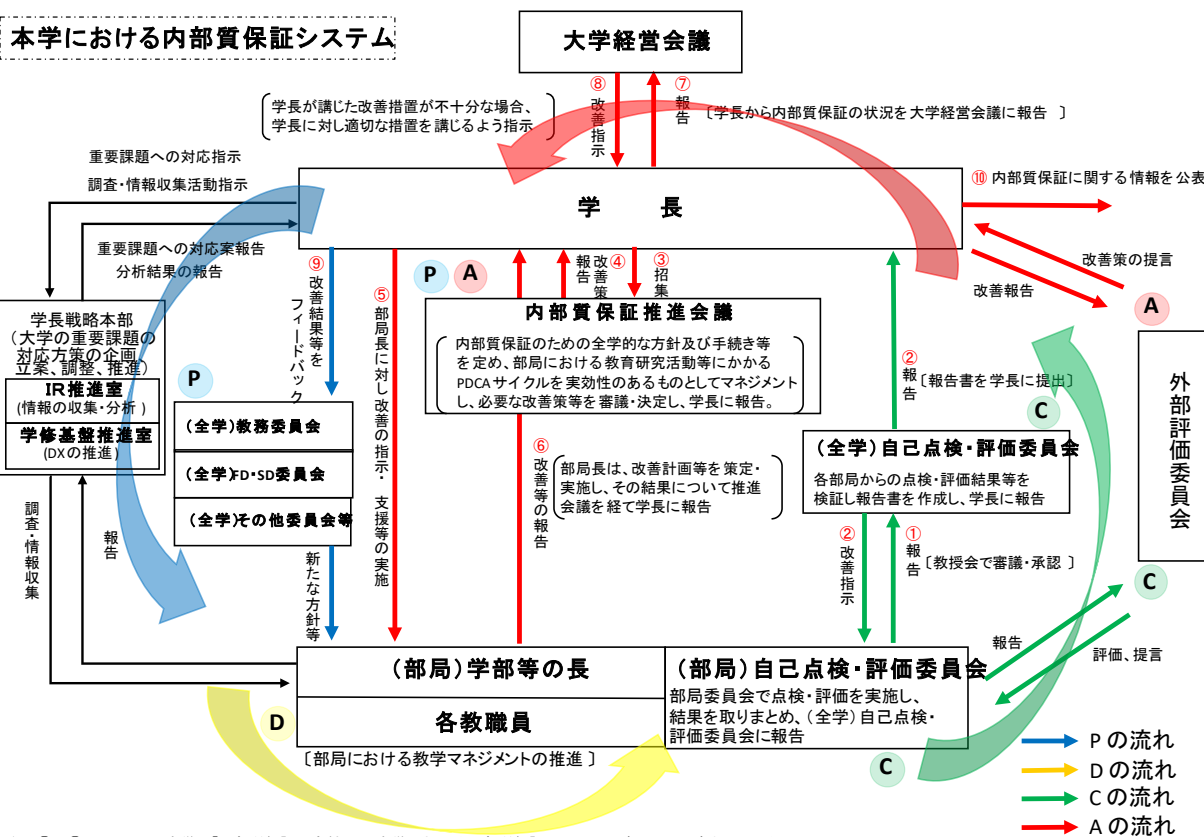
本学では、建学の精神及び教育理念・目的に基づき、学部・学科、大学院は専攻（分野・領域）を単位として、教育研究上の目的及び3つの方針（DP、CP、AP）を設定し、行動指針とする。

また、大学における学修成果の評価・改善の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、

D Pを満たす人材が育成できているか、C Pに即した学修が進められているか、の視点で評価・改善を行う。

このため、教育研究及び学生実態等に関する情報は、I R推進室で一元的に管理を行うとともに必要な指標データを作成・分析し、改善に活用する。

本学は、平成 29 年に「10 年先を展望した本学のあるべき姿」を示すため策定した大学ビジョンを実現するため、中期目標・計画（財政計画含む）の達成に向けた全学アクションプラン（K P Iを設定）を策定し、これに基づき部局ごとに策定したアクションプランについて、各部局において毎年度の行動計画に落とし込み、P D C Aをまわし、部局自己点検・評価委員会を中心に達成状況・進捗管理を客観的に点検し、定期的な検証を行っている。



〔外部評価〕

本学の内部質保証の観点から、教育研究関連課題（教育研究組織・活動、学生支援、社会貢献及び社会連携の活動等）をはじめ、大学の取組全般にわたる課題等についても、幅広く第三者の立場から評価・提言をいただくため、令和3年度より、従来の「スクリー委員会」に代わる組織として、学外の学識経験者等で構成する「外部評価委員会」を新たに設置し、全学の自己点検・評価委員会がとりまとめる点検・評価報告書における教育研究活動等の取組や課題等について改善意見等をいただく等により、本学の教育研究活動等の施策に反映させています。

なお、「外部評価委員会」の設置については、前述のとおり、平成30年度に受審した大学評価（認証評価）において是正勧告を受け、「外部評価委員会」が本学の教育研究活動等の課題について評価・提言をいただく外部有識者で構成する委員会であることを明確に

するため、「東京医療保健大学 外部評価委員会規程」を新たに制定いたしました。これにより、従来のスクリー委員会を「外部評価委員会」が引続き担いつつも、従来の大学側からの報告に対する評価・提言だけでなく、「外部評価委員会」が必要と判断した事項についても評価・提言することができるよう、「外部評価委員」の権限の拡大及び役割等の明確化を図ったところです。

〔積極的な教育情報等の公表〕

本学においては、社会への説明責任を果たすとともに、特色ある教育の取組状況を情報提供しステークホルダーである学生及び保護者等や本学に興味のある方々が適切な情報を得られるよう、教育情報の公表に積極的に取り組んでおります。

(資料 2-1<http://www.thcu.ac.jp/about/disclosure/>)

学校教育法施行規則(文部科学省令)に定める教育情報をはじめ各学部学科、研究科等において取り組んでいる教育研究活動等の状況についてウェブサイトにて公表しております。(資料 2-1、2-2<http://www.thcu.ac.jp/research/human.html>)

研究活動の成果については、「東京医療保健大学紀要」「医療関連感染(Journal of Healthcare-Associated Infection)」「東京医療保健大学東が丘・立川看護学部年報」を発刊しウェブサイトにも公表しております。なお、大学紀要については令和3年度からWebにより公表することとしております。

(資料 2-3<http://www.thcu.ac.jp/research/bulletin.html>、
2-4<http://www.thcu.ac.jp/faculty/htkango/>)

決算等の財務情報についても、独立監査人による監査結果報告書及び本学2名の監事による監事監査結果報告書と併に、以下の財務情報をホームページにて公表しております。

- 1) 決算説明書
- 2) 資金収支計算書
- 3) 消費収支計算書
- 4) 貸借対照表
- 5) 財産目録
- 6) 事業報告書
- 7) 監事監査報告書
- 8) 独立監査人の監査報告書
- 9) 消費収支計算書関係比率(法人全体)
- 10) 消費収支計算書関係比率(大学単独)
- 11) 貸借対照表関係比率(私立大学)
- 12) 科学研究費の採択状況
- 13) 学外研究費

このほか、政府の「データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組み」に基づいて実施された「大学ポートレート」(公的な教育機関として公表が求められる情報等を公開する仕組み)に参加し、本学の学部学科・各研究科における特色ある教育研究活動等の情報を公表しております。また私立大学に係る「大学ポートレート」は日本私立学校振興・共済事業団のホームページにて公開されております。

なお、第三者評価としての大学評価(認証評価)の結果についても、ホームページにて公表しております(資料 2-5<http://www.thcu.ac.jp/about/nintei.html>)。

〔第2期中期目標・計画の完了〕

本学は、これまで2期にわたる中期目標・計画を策定し、毎年度自己点検・評価を行い、また外部評価をいただきながら、教育、研究、社会貢献、大学経営等の重要課題に取り組んでまいりましたが、平成29年度を初年度とする「第2期中期目標・計画」が令和3年度で完了しましたので、5年間の達成状況を含め、令和3年度の点検・評価結果については、本学ホームページにて公表しております。(資料 1-8)